

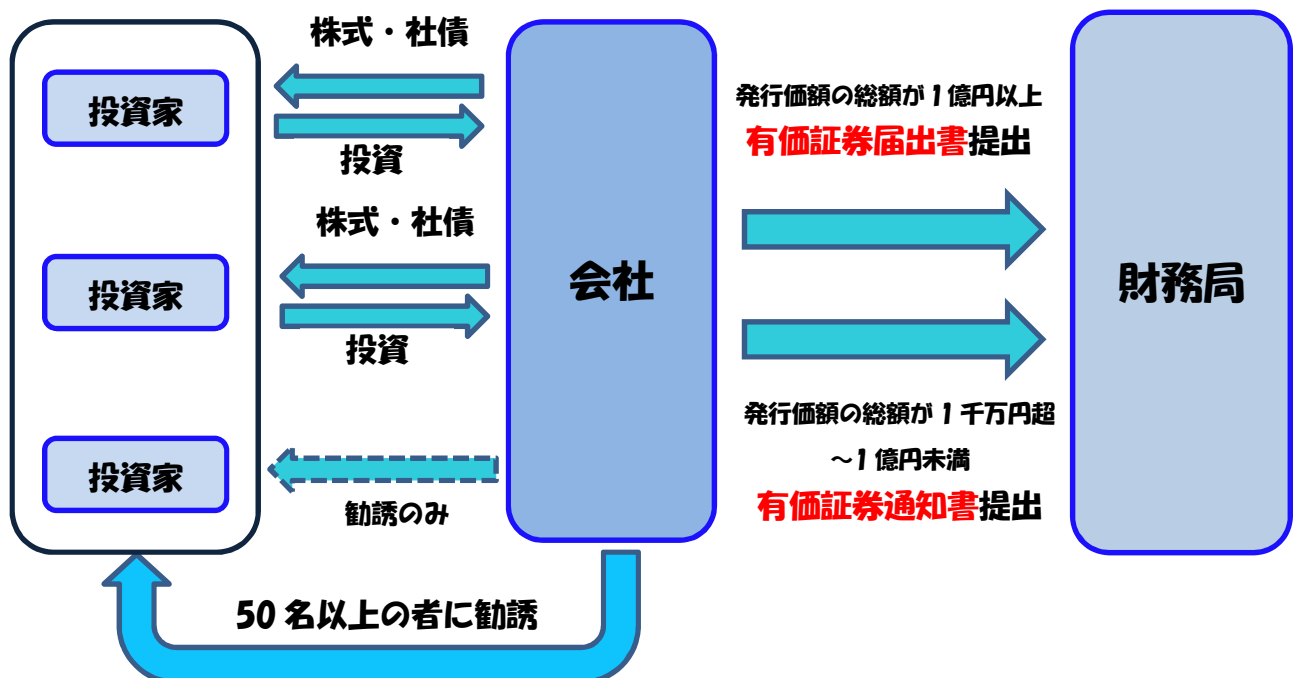
株式・社債等の発行を行う会社の方へ

——— ディスクロージャー規定の遵守について ———

金融商品取引法では、有価証券報告書を提出していない会社が有価証券（株式・社債等）を発行して資金調達をする場合において、

50名以上の一般投資家に勧誘を行う場合で、**かつ**発行価額の総額が**1億円以上**となる場合には、勧誘を開始する前までに財務局への**有価証券届出書**の提出を義務付けています。（発行価額の総額が**1千万円超～1億円未満**の場合には勧誘を開始する前までに**有価証券通知書**の提出を義務付けています。）

有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、無届で有価証券の募集等を行うことは、金融商品取引法に違反しますのでご注意ください。（有価証券届出書・有価証券通知書とも違反行為について**罰則又は課徴金**の適用あり）



(注意事項)

- 今回発行する有価証券が50名未満の者に取得勧誘を行い、かつ発行価額の総額が1億円未満の場合であっても、下記(1)、(2)の期間中に有価証券を発行している場合は、期間中の取得勧誘人数と発行価額の総額を通算します。通算の結果、50名以上の者に取得勧誘を行い、かつ発行価額の総額が1億円以上となる場合には**有価証券届出書**(1千万円超~1億円未満となる場合には**有価証券通知書**)の提出が必要となる場合があります。(通算規定)

(1) 6か月通算

50名未満の者に取得勧誘を行い発行する有価証券であっても、その有価証券を発行する日以前6か月以内に発行された同一種類(同一銘柄であって利率・償還期限、配当等が同一のもの)の有価証券に係る取得勧誘と通算した取得勧誘人数が50名以上であり、かつ、その期間の発行価額を通算した総額が1億円以上の場合には、有価証券届出書(1千万円超~1億円未満となる場合には有価証券通知書)の提出が必要となります。

(2) 1年通算

1億円未満の有価証券の「募集」(取得勧誘人数が50名以上である等)であっても、その有価証券の募集を開始する日前1年以内に行われた同一の種類(株、社債等の銘柄が同一であること)の有価証券に係る募集の発行価額を通算した総額が1億円以上の場合には、有価証券届出書(1千万円超~1億円未満となる場合には有価証券通知書)の提出が必要となります。

(注)上記取得勧誘を行う人数とは、実際に当該有価証券を取得する人数ではなく、文書・口頭等で取得勧誘を行う人数となります。

- 社債等については、**分割禁止・転売制限**が付されていない等の場合は、有価証券届出書又は有価証券通知書の提出が必要となる場合があります。
- 有価証券届出書を提出した会社は、これ以降、定期的に**有価証券報告書等**を提出することが義務付けられます。
- 上記は有価証券報告書を提出していない会社の場合について記載したものです。**有価証券報告書を提出している会社**は、上記の記載事項と取扱いが異なりますので、ご注意ください。

上記に記載したほかにも、有価証券届出書・有価証券通知書の提出が必要となる場合があります。

詳しくは、東海財務局 理財部 統括証券監査官までご照会ください。

(052-951-2545)



ザイムくん



ザイコちゃん